

農村地域への産業の導入の促進等に関する法律について

平成 29 年 8 月 25 日

農政部

<農林水産省資料抜粋>

1 改正概要

制度改正のポイント

- ・法律の題名を改正（改正後は「農村地域への産業の導入の促進等に関する法律」（農村産業法）
 - ・対象業種について、従前は工業等 5 業種に限定していたが、今般、法律上の限定を廃止
 - ・都道府県実施計画制度について、近年の策定実績が乏しいこと等を踏まえ、廃止
 - ・対象業種の限定の廃止を踏まえ、対象業種の要件を見直し（製造業等に係る就業者数の割合の要件を削除）
 - ・主務大臣の見直し（昭和 63 年に主務大臣に追加された国交大臣が主務大臣から削除。農水・経産・厚労大臣が主務大臣）
- ※加えて、対象業種の限定の廃止等を踏まえ、農振法施行令を改正し、農用地区域からの除外ルールを厳格化

- ★ 農村地域への産業の立地・導入を促進する必要性は当時と今日で変わりはなく、改正された「農村産業法」においても、産業を導入する基本的スキームは改正前と変わらない。

計画制度

主務大臣が基本方針を策定
（関係行政機関へ協議）



都道府県知事が基本計画を策定
（主務大臣に協議・同意）



市町村が実施計画を策定
（都道府県知事に協議・同意）

計画達成のための支援措置

- 土地利用上の措置
 - ・農地転用に係る配慮（農地法の転用許可の特例、農振法の農用地区域からの除外の特例）
 - 予算上の措置
 - ・農山漁村振興交付金（地域資源活用施設や就業支援施設等の整備を支援）
 - ・地方創生推進交付金（実施計画と連携した事業について優先的取扱を検討中）
 - 税制上の措置
 - ・個人が産業導入地区に供するものとして農用地等を譲渡した場合の所得税の軽減（800 万円を上限とする特別控除）
 - 金融上の措置（日本政策金融公庫による低利融資）
 - 職業紹介の充実、職業訓練の実施
- 等

2 対象業種の考え方

- 対象業種については、現行の工業等 5 業種に限定することなく、農産物直売所など地域資源を活かした地域内発型産業や、福祉・会議サービスなど立地ニーズの高い業種の立地・導入が可能ないように、今般対象業種に係る限定を廃止。
- 導入する産業の考え方については、国が基本方針に定めた上（※）で、地域の実情を踏まえたものとなるよう、地方公共団体が必要性・適正性を判断する仕組み。

- （※） ①産業を導入することにより、農村地域における農業従事者の安定した就業機会の確保に資すること
 ②産業導入に伴う土地利用調整により、当該農村地域における農地保有の合理化が図られると見込まれること
 等、農業と導入産業との均衡ある発展が図られること。

導入産業の例

- ・農産物直売所等の小売業
- ・農泊、農家レストラン等の宿泊業・飲食サービス業
- ・木質バイオマス発電
- ・医療・福祉等
- ・情報通信業 等



農産物直売所



農家レストラン



農泊



木質バイオマス発電

農工法改正法案における計画策定に関する流れ

(参考1)

国の基本方針 (第3条)

◆農村地域への産業の導入の目標 ◆導入される産業への農業従事者(その家族を含む)の就業の目標 ◆農業構造の改善に関する目標 ◆3つの目標を達成するために必要な事業の実施に関する事項 ◆その他産業の導入に関する重要事項

※法改正にあわせて、以下の規定等を検討

農村地域への産業の導入の目標

①導入産業

- ・ 地域の農業者の安定的な就業機会が確保されるもの、産業の導入に伴う土地利用調整により地域の農地保有の合理化が図られるもの、等、農業と導入産業との均衡ある発展が図られるものであること
- ・ 事業の実現性、継続性等を確認し、導入産業を決定すること

②農用地等との土地利用調整

- ・ 農用地区域外での開発を優先すること
- ・ 農業上の効率的な利用に支障が生じないこと
- ・ 導入産業の面積規模が最小限度であること
- ・ 既存の産業導入地区内の造成済みの遊休地の活用を優先すること
- ・ 具体の立地ニーズや計画実現の見通しを確認し、確実に立地が見込まれること
- ・ 土地改良法改正案に基づき農地中間管理機構関連事業が実施された農地は対象外とすること

相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

- ・ 「人・農地プラン」など、地域農業の担い手育成・確保に係る計画等と整合を図ること

その他農村地域への産業の導入に関する重要事項

- ・ 実施計画のフォローアップ体制を確保すること
- ・ 企業の撤退時のルールを明確化すること

主務大臣による同意

※基本計画が基本方針に適合しているかを、主務大臣が十分に確認

都道府県の基本計画 (第4条)

実施計画の目標達成状況等に
係る国への報告

義務的記載事項

- ◆ 導入すべき産業の業種その他農村地域への産業の導入の目標
- ◆ 導入される産業への農業従事者の就業の目標
- ◆ 産業導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- ◆ 産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する方針

任意的記載事項

- ◆ 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項
- ◆ 労働力の需給の調整及び導入産業への就業の円滑化に関する事項
- ◆ 農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項 ◆ その他必要な事項

都道府県知事による同意

※実施計画が基本計画に適合しているかを、都道府県知事が十分に確認

市町村への
指導・助言

市町村の実施計画 (第5条)

※事前に、土地利用調整や、地域住民の意向、
導入産業の計画の実現性・事業の継続性を確認

要件

- ◆ 安定した就業機会の確保に資すること ◆ 農業構造の改善が図られると認められること ◆ 農地保有の合理化が図られると見込まれること

義務的記載事項

- ◆ 産業を導入すべき区域 ◆ 導入すべき産業の業種及び規模
- ◆ 導入される産業への農業従事者の就業の目標
- ◆ 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標
- ◆ 産業導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

任意的記載事項

- ◆ (都道府県の基本計画の任意的記載事項に同じ)

実施計画の具体化

市町村による実施計画の自主
的確認、都道府県への報告